

<緊急通行車両確認申出書記載例>

別記様式第3(第6条関係)

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| 岐阜県知事 もしくは 岐阜県●●県事務所長 } 様 | | ① 令和○年○月○日 |
| 緊急通行車両確認申出書 | | ② 申出者 住所 岐阜県○市○丁目○番地○ ○株式会社 氏名 代表取締役社長 ○ ○ |
| 番号標に表示されている番号 | 岐阜 ○○○ ▲ ○○○○ ③ | |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) | 例 ④ 災害法 「被災者の救難」「施設の応急復旧」等 原災法 「放射線量の測定」「情報の伝達」等 国民保護法 「避難指示」「保健衛生の確保」等 | |
| 活動地域 | 「全国一円」、「東海地方(静岡県・愛知県・三重県・岐阜県)」等 ⑤ | |
| 車両の 使用者 | 住所 | 岐阜県○市○丁目○番地○ (○○)○○局○○○番 |
| | 氏名又は名称 | ○株式会社 ⑥ |
| 緊急 連絡先 | 住所 | 岐阜県○市○丁目○番地○ (○○)○○局○○○番 |
| | 氏名 | ○株式会社○部 ○○○ ⑦ |
| 備考 | | |

① 申出年月日
窓口へ提出する日を記載してください。

② 申出者
 ・指定行政機関等の長
 ・指定行政機関等に属し災害応急対策等に使用される車両の使用者又は管理責任者
 ・契約等により指定行政機関等の活動に常時使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する計画がある車両の使用者又は管理責任者。

③ 番号標に標示されている番号
 自動車検査証の車両番号(ナンバープレート番号)を記載してください。
 ※同一機会に複数の車両の確認申出を行う場合で以下の④~⑦の記載内容が同一であれば、この欄に申出を行うすべての車両番号を記載、若しくはこの欄に「別紙のとおり」等と記載をし、別紙で車両番号の一覧を添付していただくことで、申出書一通で複数の車両の確認申出を行うことができます。

④ 車両の用途
 災害法、原災法、国民保護法に規定する災害応急対策等の該当する用途を記載してください。
 2ページ目を参考にどの法令のどの応急対策に該当するか分かるように用途を記載してください。

⑤ 活動地域
 災害応急対策等を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等を記載してください。
 全国的な活動が見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載してください。

⑥ 車両の使用者
 自動車検査証に記載されている車両の使用者欄に表示されている住所・氏名(名称)を記載してください。

⑦ 緊急連絡先
 緊急通行車両の運行責任者とその方に連絡が取れる番号(携帯電話を含む)を記載してください。

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

災害対策基本法（災対法）第50条第1項に規定される災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

原子力災害対策特別措置法（原災法）第26条第1項に規定される緊急事態応急対策

- (1) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第2条第3項に規定される国民の保護のための措置

- (1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- (3) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- (4) 運送及び通信に関する措置
- (5) 国民の生活の安定に関する措置
- (6) 被害の復旧に関する措置